

徳島県訓令第第六号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「危機管理部消防保安課」を「危機管理環境部消防保安課」に改める。

第六条第四項の表消費者くらし安全局の項中「消費者くらし政策課」を「消費者政策課」に改め、同表スポーツ・文化局の項を次のように改める。

国際スポーツ局

スポーツ振興課

(徳島県統計調査調整規程の一部改正)

第二条 徳島県統計調査調整規程(昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県行政資料管理規程の一部改正)

第三条 徳島県行政資料管理規程(昭和四十三年徳島県訓令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正)

第四条 徳島県土地利用対策会議設置規程(昭和四十八年徳島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同項中「消防保安課」を「消防保安課 環境首都課 環境指導課 環境管理課」に改め、同表県民環境部の項を削り、同表農林水産部の項中「林業戦略課」を「スマート林業課」に改める。

(徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第五条 徳島県職員安全衛生管理規程(昭和六十一年徳島県訓令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県法規審議委員会規程の一部改正)

第六条 徳島県法規審議委員会規程(平成十三年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県文書規程の一部改正)

第七条 徳島県文書規程(平成十二年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「経営戦略部長」を「監察局長」に改める。

別表徳島県立消防学校の項の次に次のように加える。

徳島県立保健製薬環境センター

和 機 七

別表徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、徳島県立埋蔵文化財総合センターの項の次に次のように加える。

徳島県文化の森振興センター

文 図 七

徳島県立図書館

文 図 七

徳島県立博物館

文 機 七

徳島県立近代美術館

文 機 七

徳島県立文書館

文 機 七

徳島県立二十一世紀館

文 機 七

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館

文 機 七

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第八条 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県防災会議の項中「総務課長 県民環境政策課長」を「総務課長」に改め、同表徳島県石油コンビナート等防災本部の項中「危機管理部長」を「危機管理環境部長」に、「総務課長 環境管理課長」を「環境管理課長 総務課長」に改め、同表徳島県交通安全対策会議の項中「消費者くらし安全局消費者くらし政策課長」を「消費者くらし安全局消費者政策課長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第九条 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」に改める。

第四条中「危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(徳島県立二十一世紀館への兼務)

第八条 徳島県立図書館、徳島県立博物館、徳島県立近代美術館、徳島県立文書館及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館で勤務することを命ぜられた職員は、徳島県立二十一世紀館の兼務を命ぜられたものとする。

(徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正)

第十条 徳島県副知事の担任意務に関する規程(令和元年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「県民環境部」を「未来創生文化部」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。